

平成 18 年 12 月 18 日 改正

平成 16 年 12 月 19 日 制定

## 日本地域学会機関誌規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第 4 条第 3 号に定める学会機関誌の発行、編集等に必要な事項ならびに会則第 21 条に基づき会則第 20 条第 1 項第 4 号に定める機関誌編集委員会の活動等について定める。

### (学会機関誌の発行回数)

第 2 条 本学会は、当分の間、各年度ごとに学会機関誌『地域学研究 (Studies in Regional Science)』を 4 回発行する。

2 前項の規定において、各年度ごとに少なくとも 1 回の発行は、原則として英文論文のみによる発行、またはこれに準ずる発行とする。

### (編集、発行所轄委員会)

第 3 条 当分の間、会則第 20 条第 1 項第 4 号に定める機関誌編集委員会が、第 2 条に定める学会機関誌の編集を審議し、その発行業務を所轄する。

### (機関誌編集委員会規程)

第 4 条 機関誌編集委員会の構成、運営、活動等についてのその他の事項は、本学会理事会（以下、理事会）の議を経て別に定める。

### (学会機関誌編集審査規程)

第 5 条 学会機関誌への研究論文、研究ノート、事例研究、提言等の投稿の手続きおよびこれらの投稿された研究論文等の学会機関誌への掲載の可否を決定するための手続きおよび審査規準等については、理事会の議を経て別に定める。

### (機関誌編集委員会の英文名)

第 6 条 機関誌編集委員会の英文名を Editorial Board, Studies in Regional Science とする。

### (予算)

第 7 条 学会機関誌の編集、発行等の業務に必要な費用は、本学会一般会計予算に計上し、これを賄う。

### (細則)

第 8 条 学会機関誌の編集、発行等に必要なおの他の事項については、別に定める。

### (改正)

第 9 条 この規程は、理事会の議を経て改正することができる。

### 附則 (平成 16 年 12 月 19 日 制定)

第 1 条 この規程は、平成 17 年 1 月 1 日より施行する。

第 2 条 この規程の施行と同時に、日本地域学会機関誌規程 (平成 10 年 4 月 19 日制定)(以下、旧規程)は廃止する。

第3条 この規程の施行時に、旧規程に基づく機関誌編集委員会(旧機関誌編集委員会)が行うべき業務が残存する場合には、この規程に定める機関誌編集委員会がこれを継承し、それと同時に旧機関誌編集委員会は解散する。

第4条 この規程の施行時に、旧規程に基づく英文誌編集委員会(旧英文誌編集委員会)が行うべき業務が残存する場合には、この規程に定める機関誌編集委員会がこれを継承し、それと同時に旧英文誌編集委員会は解散する。

2 この規程が施行された後は、当分の間、会則第20条第1項第5号に定める英文誌編集委員会は組織しない。

附則(平成17年12月18日改正)

この規程は、制定と同時に施行する。